

	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
	法人番号						
法人名					年	月	日から
					年	月	日まで

連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書

		兆 十億 百万 千 円
(特別控除取戻税額等)		()
法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
差引法人税額 (①+②)	③	
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④	
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤	
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥	
課税標準となる法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦	

「連結法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書」(第20号様式別表1の3)記載要領

- 1 この計算書は、連結法人であった法人(控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除きます。)が記載し、第20号様式の申告書に添付してください。
- 2 「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 3 金額の単位区分(けた)のある欄の記載に際しては、単位区分に従って、正確に金額を記載してください。
- 4 「法人番号」の欄は、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。
- 5 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。)の「法人税額計」の欄(9の欄)の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の「法人税額計」の欄(9の欄)の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の4の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の6の欄の金額)の合計額を記載します。
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	<p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(9))の23の欄の金額を記載します。 ※租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人にあつては、当該金額を記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額を記載します。</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額を記載します。</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(19))の20の欄の金額を記載します。</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20))の18の欄の金額を記載します。</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額を記載します。</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額を記載します。</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の51の欄の金額を記載します。 ※租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人にあつては、当該金額を記載しないでください。</p>

	<p>(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額を記載します。</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで(情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の44の欄の金額を記載します。</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の7第7項又は第10項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける法人 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額を記載します。</p>
控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額	④ 第20号様式別表2の7の⑤の「計」及び第20号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額を記載します。
控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額	⑤ 第20号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。
退職年金等積立金に係る法人税額	⑥ 法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。
課税標準となる法人税額 ③-④-⑤+⑥	⑦ この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

- この計算書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この計算書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。

(6.10)